

【参考資料】

無期契約非正規労働者の現状

労働契約法の改正により、本年（2013年）4月1日から「有期労働契約が反復更新され、通算5年を超える場合は無期契約の義務づけ」が実施されることになりました。

郵政の場合すでに10年以上も継続して勤務している期間雇用社員が3割を超えている実態を踏まえ、法律で無期契約が義務づけられた趣旨から見ても5年ではなくもっと早くに無期への転換が必要とされているといえます。

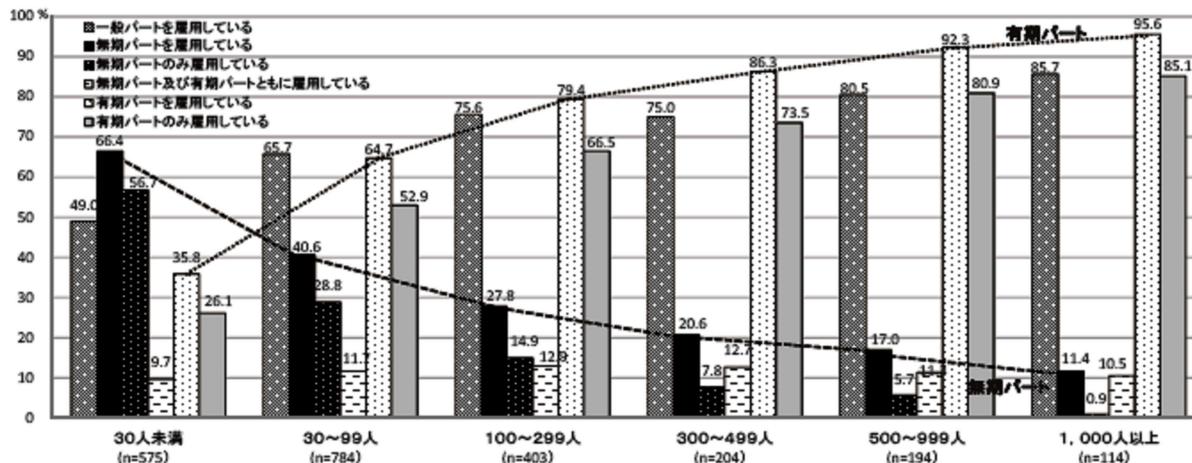
郵政の場合、非正規労働者はすべて有期労働契約であり、会社の現状の考え方では2014年4月1日以降、2018年4月1日において5年を超えた者の無期化となり、5年後にならないと無期契約労働者は存在しないこととなりますが、他の企業では法律以前にも無期労働契約での非正規雇用は多くの職場で導入されています。

法律で無期契約の義務化が実施されることになり、現状の無期契約の実態を調査しておくことも必要との趣旨から5人以上の事業所15,000社の有期契約と無期契約の対比を含めた調査が行われ、その結果が公表されています。

無期・有期の雇用形態は異なりますが、現状は賃金等労働条件に大きな相違はないようです。今後の無期雇用のあり方を考えていくうえでの資料として、その概要の一部抜粋。

▲大企業ほど有期雇用が圧倒的

「無期パートを雇用している」について、30人未満事業所 66.4%、100~299事業所 20.6%、1,000人以上事業所 11.4% となっており、大企業では有期雇用がほとんどであることが明らかになっています。



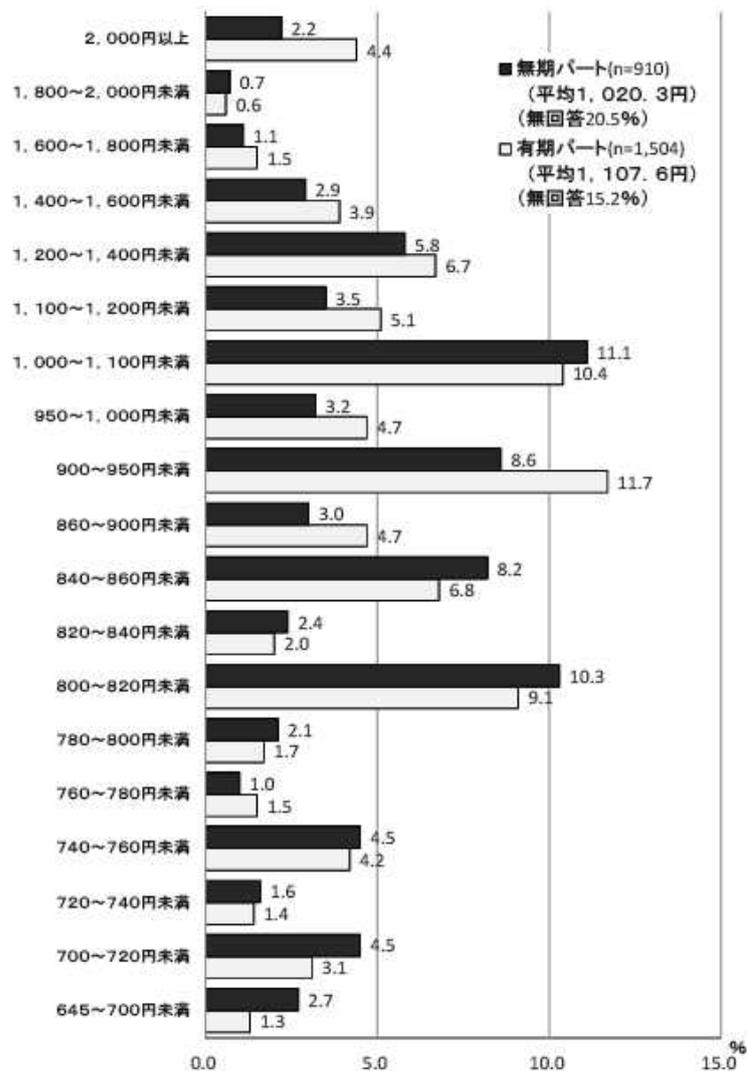
▲賃金の支払方法

無期 80.0%、有期 88.1% が時給制であり、無期の場合もほとんどが時給制賃金となっています。

▲時間換算の賃金水準（有期、無期との相違はあまりない）

賃金の支払形態にかかわらず、1時間あたりに換算した賃金水準については、無期パートでは多い順に「1,000円~1,100円未満」（11.1%）、「800~820円未満」（10.3%）、「900~950円未満」（8.6%）、「840~860円未満」（8.2%）、「1,200~1,400円未満」（5.8%）——などとなり、平均1,020.3円だった。

一方、有期パートでは多い順に、「900～950円未満」(11.7%)、「1,000円～1,100円未満」(10.4%)、「800～820円未満」(9.1%)、「840～860円未満」(6.8%)、「1,200～1,400円未満」(6.7%)—などとなり、平均1,107.6円だった。



▲無期・有期パートの賃金の正社員の基本給に対する割合

正社員の基本賃金(手当含む)に対する割合を聞くと、「正社員より高い」は無期パートで3.8%、有期パートで3.3%、「正社員と同じ(賃金差はない)」は無期パートで14.3%、有期パートで7.8%、「正社員の8割以上」は無期パートで21.2%、有期パートで18.3%、「正社員の6割以上8割未満」は無期パートで31.0%、有期パートで38.2%、「正社員の6割未満」は無期パートで10.0%、有期パートで18.2%—などとなった。

すなわち、正社員と同じまたは高い割合は、無期パート(17.6%)が有期パート(11.0%)を上回っており、正社員の8割以上である割合も、無期パート(21.2%)が有期パート(18.3%)より高い一方、有期パートでは正社員の8割未満である割合(合わせて56.4%)が、無期パート(41.0%)を上回る結果となっている。

